中華事始

五之六

和書門
類 二九五〇九 號
函 一〇五 架
冊 三 三

内閣文庫
和書
類 二九五〇九 號
冊 三 架
函 二〇九

内閣文庫
番號 和 29509
冊數 6 (6)
函號 209 79

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

中華事始卷之五目録

兵法 一　武備門
殿後 五　戰爭 二
舟戰 九　伏兵 六
兵樓 十三　京觀 十
禮樂門　斬首 十四
禮 十七　樂 十八
祭祀 九二
陳列 三　火攻 七
烽燧 十一
武舉 十五
冠禮 十九
先鋒 四　水攻 八
營壘 十二
七書 十六
嫁娶 二十
歌 九三
凱歌 九四

教部省文庫印
内一〇三七五號

葬 九八
社稷 九九
勅 九二
年号 九六
刑 一〇
流 一〇一
禁錮 一〇八
酒税 一〇九
典制門
詔 九三
改年号 九七
五刑 一〇一
笞杖 一〇八
賞賜 一〇九
版簿 一〇三
葬埋 九六
追贈 三十
追封 九一
上書 九四
改元 九八
執笏 九八
律 九九
赦 一〇六
墨 一〇七
進貢 一〇十
山海税 一〇十一
宋廟 九八
附
伎術門
伎術 一〇四
小方 一〇八
日者 一〇二
規矩 七十
畫 六十六
医 一〇六
本草 一〇九
卜 六十三
射御 六十七
幻術 七十一
医書 一〇六
鍼灸 六十
獸医 六十一
筮 六十四
筭數 六十八
騎馬 六十八
百丐 六十九

中華事始巻之五目録終

中華事始巻之五

武備明　第十二

兵法　一

沈起が呉子序に云。兵法は黄帝より始る。事物紀原下同

呂氏春秋に云。蚩尤兵を作る。蚩尤は兵器民を殺す者なり。故に兵法を作る。械を利とす。械は兵器の名なり。

戰爭　二

黄帝乃蚩尤と戰爭を為す。

内一〇三七五號

宮帝黄帝の際より始れ

陳列　三

史記に。項羽共工が陳をて。ぶく〻害を平ぐと
いへり。こゝをおもく始て陳をり。

先鋒　四

沛公六月の後に云。元戎十乗。以先啓行。これ周
宣王の伐せし時の事をいへり。沛公はかり
先鋒は周の制なり

殿後　五

衛侯に云。亞之反りてこゝ〻どぶく〻沛公の時の
殿をいへり。もとをいへるを殿とは。先鋒と
く。周の制なるをいん。

伏兵　六

易に云。伏戎於莽。これをぶくこれは。敵らくは
伏兵も三代よりもれるなりん

火攻　七

孫子に書に。火攻あり。赤は舟面草火牛火
あり。左傳に。桓公七年二月乙亥。咸丘災

焚く。公羊傳に云。これを燋するなり。これを燋すなとは火を以て攻めるなり。穀梁傳に云。郟の咸丘といふ所に火を以て攻めるを云。郟の咸丘といふ所に火を以て攻めるを云。左帖に云。火を以て攻めるを云。

攻伐事始

水攻　八

國語に。智伯が趙襄子を攻めて晉陽に引き入れ。水を以て攻めるなり。

舟戰　九

王鳴鶴が云。舟師は。盟津に會して。盟津に會して後世に至るまで。これを用ゆる戰と爲る

登壇必究

十　京觀　敵を討ち。その骨を封して墓を築くなり。日本にて髙塚といふなり。

左傳に。楚子が曰。明王は伐不敬。その罪を知てこれを封ぜ。こゝにおいて京觀あり。これを祀りて以て伐を征ふ。事物紀原下日

十一　烽燧　日本にていふ狼煙なり

玄女戰法に云く烽火は晝は煙を多くし夜は火を多くして

敵をいふ虞慶はじめ起りて軍決みを又烽火を多くするの文あり。周幽王。褒姒がために烽燧を擧げしめ給ふ。

敵をいふ始て無敵勇武なりおとれるかん。

營壘　十二

史記に黃帝と炎帝と版泉に戰ひ兵師をつくり衛とす。壘は營壘の名。

の名なり武軍營と云。

兵樓　十三

莊子に。蘧譙とつくりあり。郭象が注に云。戰樓の名。即敵樓なりとあり。櫓とハ周衰て。戰國のはじめ始くこれあり。

斬首　十四

首を斬て爵賜ふ秦に始まる敵の能一人を一級とす秦の時代也。

首一を一級といふなり

馘　十五

馘とは左傳に秦の時代也。

馘とは左傳に秦の時代也。

紙ハ[illegible]と功しすなる。を始久し。也堅必究

十五 武挙 武藝をもつ[illegible]めそよく習ひ[illegible]
ものを挙用ひるなり

唐選挙志よいく。武挙ハ武后則天皇后のる也ハ洲よ
是記ス。こを始て[illegible]る長安二年よりもあハ武后のる号
也唐令要よ云。もあ三年正月十七日天下乃徒
州よ詔して武藝を教ふ[illegible]れ。毎年州縣を
士よ進て貢挙せしめ[illegible]。也武挙ハ始也事和紀不

七書 十六

黄氏ハ云。宋乃元豊年中 神宗の号 孫子 呉子 司
馬法 三略 李衛公問答 尉繚子 三略 六韜 と
学よ須て習ふ[illegible]む七書と号と 博物典彙

禮樂門 第十三

禮 十七

礼記に。禮は飲食に始まるとあり。大昊犧牲を以て庖廚に奏する。嫁娶を制して。儐ひしより始る。主人親ら礼を行ふ。礼とは拾遺記に。庖羲氏礼教を常とし。人倫を定む。通典に云。伏羲より此礼を設く。礼法は軍賓嘉也。始て彰也。堯舜の時に成る。儀礼に云。法は伏犧より始まりて。堯に成る。

事物紀原下曰

樂 十八

世本に。伏犧琴瑟を作るといへり。されど初て樂を作る。黄帝に至て。伶倫に命じ八音を考へ八風を調和して。重門の樂を作くるなり。これに始まる。

冠礼 十九

周の時。男子十五に成ぬれば。冠せしめ。三加の礼をなして。幼志を改し。老成の冠礼

ちゝよ始祖 古今系始

嫘要 二十

通典に云。燧皇氏婦なり。産に人皇を也。

伏羲氏嫘要を制し。儛皮をもつて礼とし帝

王世紀にいゝく。包羲氏沒して都し。嫘要が

礼を制。王子年が拾遺記に云。包羲氏始て

嫘要をしてもつて人倫とおさむ 下同 物紀系

嫘要 廿一

嫘要のたゝ必媒妁よりなり。太昊嫘礼を制し

ゝへハ。男媒あるゝ。周礼に曰て始て媒氏が官

をおき。男女の判を掌るべしむ

祭祀 廿二

王子年が拾遺記にいゝく。庖犧氏鬼物を

て祠を設し。犧牲に式りて百神にまつ

るむ。男祭祀の始也。黄帝内伝に曰。黄帝始

て己と祠を地を祭りて天を求めん

歌 廿三

夔侯云が辨樂論に伏羲網罟の歌ありと

いとり。之歌の始也

凱歌　九四

蔡邕が礼志に云。黄帝は伎伯として軍楽凱歌を作し、今軍に用ふ楽なり。

生て死たり

葬　九五

教訓記に云。むかし伝虞氏葛天氏よりこの時元氣始て分れていまだくしらず。楽治や

むかし。民多く疫病にして

同気を通利をかわざをそなへ出して。始て

葬を制を。始て。葬は伝虞氏よりも

まだ。黄帝の時に綿帛金出る。葬楽はおこりは。

黄帝よりまだいとなし。

葬埋　九六

孟子に曰。上世嘗て親を葬らざるものあり。

親死をれば舉て棄てこれを壑に

丘に投る。狐狸これを食ひ。蠅蚊これを

食へ。額に汗を見て顧ふ。視ふ

てんに。ぬりて藁桿を反してこれを掩へくい
面り。葬埋の礼。こゝろくいたしたを
らん。哀帝はおすは。君くなくこれを哀とし。
ゆくゝしこれを中外に葬て。ぱらぱらとうち
面さりしとや。

喪 九七

上おすは。親死をれば。これを中外に葬く喪
期定しん。虞舜の二十八載。ようく放勲堯の
但歳しのひけば但歳ようく死百姓考妣より喪を
ぬがゆくゝし。三載四海八音を遏密をしてわ也ば。
三年の喪は。堯舜ようりてもりて。三代たに
同し。孟子。三年の喪。斉疏の服は。三代これ
をたゝもをいつり。

附 宗廟 先祖の神霊を
礼緯元命包よ云。唐虞は廟を
立つ也。殷は社を
帝嚳高辛氏の時。共工の子。句龍氏をもつて社と

九 社稷 社は土神。稷は穀神也。ものこゝ
ろに社稷をしてそ神をなる。

烈山氏の子。柱祀ふるく稷と称し。社稷の始也。

追贈　追て先人を称ることを　批

武王商を克て。遠く太王王季を尊号をもり

の。高祖代追謚追号の礼漢より

今よりもて人臣追贈の制あり

追封　遠く先の人を土地を封することを　批一

漢宣帝。張安世を追封して恩信侯とせり山

追封の始也。

典制明　第十四

勅　批二

帝王の命令を勅と云る。漢代より始る。紀原下同

詔　批三

史記に。秦始皇二十六年に。李斯議して令を

制令を詔と云。歴代これを用

上書　批四

殷大甲すでに伊尹を帝の

ゝ。伊尹出征して戒をのべ。是上書の

七國乃時。秦より始皇の。名紙を書る事ハ當
と出と云。秦より改て奏と云

改元　此五

史記秦本紀ニ云。重之十四年。更て元年と
又六國表ニ。初て元年と更て云ハ。
面より人表ニ伝ニ即て。元始を元年と称し
中間ニ改元乃制ハ。秦始皇ニ始る
おこれり。漢代ハ。ようやく秦乃法ハ
ニ文帝ニ。これ始て。中元後元乃改号

有り。今に如ハ。まつ常と。あか改元乃始
も。秦重王より始と。章衡が編年通載
ニ云。魏重王ニ十六年。更て元年と
漢書律曆ニ。楊慎が云。いにしへハ天子弦侯伯
を継。年紀踰て。始く元年と称ず。一王を
始るはじめ。ようやく一王ニ
して再元年と称するハ。かうりして文
帝新恒平が云。武伝ニ。再後元年と称せ
ら。そは武帝ニ。号を立て。始改

元ありしより歴代皆かくのごとし。俗は
後よ。乱世年々改号。窮士回々文名の残れ
る。ちうせ大長暦を見るなり。秦始皇十四年
文元年とあるとて。そ繆文帝より始るよ
ゆへ。

年号 此六

漢武帝建元元年より。顔師古が
いはく。古より帝王いまだ年号あらず。こゝに
始めて設る。

改年号 此七

漢武帝即位しまひ。始めて建元の年号を
立る。そ后六年八月より。長星お現しけ
る。七年より南北の時。年号を改て元光元年と
云。後世人皇年号を改らるゝよりはじめて漢書作林
年号を改れる。唐の武氏則天皇より
きはなし。武氏王位二十二年。改元せるゆ
十六よ和国。物よ今しゆゝ夕よ更て載とす

のこ。そ沢ハ唐ゟ宗生位三十年ゟ開。改元
をゟ十年。そ沢ハ漢武帝生位四十年。
改元をゟ九。そ沢ハ或人ゟ
或符應をゟ。ゟ七八年ゟ
おきハ一二ゟ。て遽ゟ改。何ぞ不紀
ゟ志しそや。ゟ今年号を易さ者
そ。そ漢明帝。隋煬帝。唐ゟ祖。大宗憲
宗。宣宗。懿宗ゟ。祚を享ゟ永
ざ者ゟハ。文元と云始也。人ゟ

二始ゟ。帝ゟ二元ゟ。い名ん也十数元
ゟ。ゟ明ゟ。代ゟ帝を
ゟ。命ゟ。
ゟ。ゟ今ゟ卓越ゟ。

執筋 卅八

礼ゟ。命を宣ゟ。ゟ時。筋を用てゟ
ゟ。三代ゟ制也。ゟハ貴賤通用して。そ上
ゟ改令をゟ。ゟ代ゟ。そ。八元尚ゟの

こうけいは法を枉げて、その父の罪を免れしめ、後周武帝保定四年五月、始めて百官を定めて、爵式をもうけ、事は紀に下日

九 律 罪の軽重よりそのたぐいを罰せんがために令をもうけ、風俗通に云、皐陶謨に、虞の時始めて律を造る と云り。後漢張敞、疏して云、皐陶法律を造る。急就章に云、皐陶獄式造る法律なり。

刑 四十

尚書に呂刑に云、蚩尤虐の刑を作る法云、皐陶に命じて刑を作らしむ。呂氏春秋に云、皐陶刑を作る。

刑 四十一

三代の時、墨 額を刺して墨を入るる也 劓 鼻を割る也 剕 足を刖る也 宮 除刑也男子は勢を割、婦人は宮中に閉じ籠めて出さざる也 大辟 死をもって刑とされば、もっぱら久し。

刑の法は三代よりしてこれあり。漢の時に

僅に三刑あり。黥 劓 斬趾のこと。文帝十三年

よむて肉刑を除く。髡鉗をもつて遷す。
人。答ること二百。ときをもつて鼻を削る。答ること百。
ときをもつて斬趾を代る。除。已肉刑を除かむ
ことを始む

斬　四十二

尸子云。黄帝中黄を云ふて。蚩尤と
戰ふ。黄帝内伐をいたす。蚩尤を版泉に
おくり捕ふし。帝ふたゝび金鉞をもつてこれを
きりたまいかり斬ハ軒轅氏より始む

梟首　日本にて罪人を斬て首を獄門にかけ
むし。黄帝。蚩尤を切て。梟首。此梟首の始也。

流　四十四

黄帝内伐をいたす。帝。蚩尤を斬て。貴式軍
門に梟て。ひくゝもつて。蚩尤をかけ
後むし。流ハ。八荒の外に流す。已ハ流刑の始
也。寵の四凶族をとる。共工を幽別に流す。灌
兜を崇山に放ち。三苗紙三危に竄す。鯀

を極めしるす。又そうの地。流有り。鞭典。流を以て刑を宥めたり。

笞杖　四十五

尚書いはく。鞭を以て皮刑をなす。是蚩尤時の刑也。則笞の始也。朴を以て教刑をなす。是舜の刑也。杖の始也。

教　四十六

虞書いはく。眚災は肆赦を。眚は眼のあやまりて。罪をゆるすなり。災は不幸のことをいひ。罪をゆるすなり。災はかるき也。二のものはゆるすべき也。是はいはく教也。

乃おこるは帝舜より始るなり。

贖　四十七

舜典いはく。金鞭以て贖刑をなす。注に誤て刑に入るもの。金を出して贖をなす。ものは二ハ分を贖をなすハ。宥虞氏より始る。

禁錮　四十八

素秋伝に。高位に金ハして。欒氏を錮すと云。もの也ハ。禁錮の始也。

賞賜 ものより。下なる人よりもてなされ給ふ人を
尚書 賞して拝し給ふ。車服 以庸といふなり。庸とは功也。功ある人
なり。車馬衣服の等なり。是賞賜なり。高なる功勲を賞
周 ものは車馬衣服の等なり。是賞賜なり。
進貢 ものなり。
尚書の禹貢 なり。禹九州を分ち始めて土地
なり 任じて貢をなす。孔安国曰 沿ひ行く。貢
賦の差を云。是の時は地。地を定めて貢
の始也。馬は水を行ひ給へり。

山海税 山海のものなり 五十一
酒税 酒をいふ酒なり 五十二
漢宣帝の時。耿寿昌といひし人。山海の
利を起す。税をおさめて国用に
の時よりして山税魚課を設け。酒税
漢明帝 永元六年秋七月。榷酤官をやむ。
これより前。榷酤官ありて。ひろく酒を
ひさぎ。民をして酒を買はしめて
民をして酒を買はしめて
ひさぎ。是也。民酒を
ひさぎ。是也。民酒を

祝すなり。之より漢出祥林

版簿　民の数を書るる紙なり。齒

閭礼。国民。第民の数を登るる版なり。大字は徽。

を生ずるなり。と八皆版

閭里よりきくに版圖を以て

口版簿といふものあり。これなり。閭よりし

じまれり　事物紀々

伎術門　第十五

伎術　五十四

黄帝内傳よりいく。帝もてなす天子となる。勾

芒を命じて。以物を司しむ。ことに木

のく針經。天文地理。卜法。筭術。吉凶。喪葬

乃多傳。その八術。成るとべて伎術を

軒轅ちもて傳る　下同　紀原

醫　五十又

望南燈。帝王世紀より。黄帝。波伯とく

醫業をたうちどくしてめいして流疾を療
さしむ。流久りの云。巫彭初て醫をなん。呂氏春
秋ゆを又いはく。巫彭醫をなす
聖人乃天下第世を憂へ人の病
を救ひ命じて。醫業を為ん。
乃非命を救ひ人り。けゆと醫乃術を
治民に司命ゆ。
所以天地氣運乃
微を明ふし。虐疾逆順乃病とさだり。浮
沉遲数に脉式修し。神農温涼乃薬味を
定。寒熱輕重の剤を詳ふとうとれて聰
明理達の人よりこれを。仕ふ始しく
し。ゆくゆくゆくゆく後。始くゆ人乃命を
司る。民乃病を療するゆをとうゆへ
人乃治ゆ。良相とゆ
ひとしい。ひとしい。良醫とゆ
を執り。仁術を施し。民をいろいろ
くゆをそれゆは。天地の化育をそ

くすりをあたひ屋をもとめたこれハ
人の貧ムしきと、幸不幸あるとハ。ねがひて叶ハ
ぬことなり。良醫となりて。病
人の命をたすけ。天札の祿をのがれさ
せ。そこなうこと良醫ハ。ひとくに人をあやむ
にひとしいと。又造化の力を補ふ
ものなり。醫術仁術といふも此心也。
良ハ。人力天命二なり
そかいしもしてハ。良醫と
なるものハ。性そなハりもなんぞあるハ
さらんや。況た世よ良醫をいるるかし。
況ん聖人も醫ハこ世ありさまを
せんと。漢書ハ。付の談をあげて。
病ありて治ハ。ハ中醫をいとい。
こ世ハ。良醫ハ。
せぞ。薬を服して。却て病
をたすけ。病ありて療治せざるハ。
中の醫を。

乃ち、況今叔世に及て醫術よくつきを
稟ずく人とあやもの組工のこそ多けれとや。
漢よりも下代家ごとに命なると。痛
醫をゆゞねてうり見さかりもりて如
うなる所よりあくしあるよ程伊川た
ち。人のよそるとの醫代ちくもんいちへか
らたといり。至痛よかしまや。世の醫代
業とする人とうるをりさ成ハ醫を仙
そしたうりうし吾任ハ醫地とやるく。

そ人とあさむる。或なくさみすよ代ち
をすると世人ハ京きて。もんをち一よ
醫術よ内もそうをかんじ。力をおそし
てを業代ちるくいおし。ちくまち
乃世痛ハつくいい痛家ハ幸ありて。業と
授して弱をゆるるまばくあるハ。やや
そ方を軒波乃ゆくおりひ。自療して
を術を働い賣。くてハい。指門勢家
及痛高巨農乃。業資をちるく儲ひ

疫人と見しを法人のもとへ。さぶく何
候して。媚諂ひ。ときしなに吾醫術を長
ぜるをいひやしなひ。今日ハ病人を
やり。きのふハ死するものをいうせしみと
人もとらねとものうらりしてでしひまよし
を。世ハ伝用せしもとんをもちゆる。既
ハ法けれ火紙もちゆるかめ。ちうハあを
た。京士貧民の病うるハちどくまねけ
ともきしに。病家ハ甚いさどかりあり

といへとも。病さへ癒さハ。ふのうハさとの
らバあをして。人を救ものを何ものとして
打を一分をもんをもとめ求ひ。ものけを辞
しうして。ものしハ来りて病人をコハうこと
いへた。ものを海を来れ下人の病紙病へ
ふして。ものうう殺をうり。茶代をうり金を
ねの業資を考をして。醫業を用ひ
てうれいねかもきやまひをわ業を用ひ。
大剤を用てうれ病人みを小剤をあよ

ぢをぢひ。きくもうかがはれるなり。かう
醫師をば。仁術といふ。やはりの意也。天地の人
わかそなて。聖人乃世に憂ひ。人をいつく
しむて。醫業ばかりを記しまうけまもて
ひきわるるかに及ん。中世良醫の人を
治療せ一志と。年を同して惜るべきに
とあるどれば。天地聖人乃大恩人なりと
云ふべし。又今子孫多くならてはどうし
に世をうりさするなるとき人。或流
ありて家郷を失ひ。流浪して外をさん
歩れく。平生習ひ藝能もなく。う
き世の中をいけるしと世をさるる
るね人などいろはを字をもさうふ学て
もしてみどりをるる出乃醫をうら
ひ。醫者をその志を思るいとみくひき
るなるすやうなるは人を命をゆるねて。
こ業を服せんいろ式いろきて剛よへ
類みして。ろうなる乃乃乃乃乃乃乃乃

き也。そもそも今此世は。罪人を斬るは。
して世をうるものあり。此人は
縁なし。色あるうち罪なきをきるは
あるべきれども。人を殺すをこのむきざし
きて。天地のうるはしき貴むべくして
なし。色世の人此道をよく志まつる事なり。
かの廉醫の幸ありて世を用ゆるべく
人を療せし人も。必二世までその子孫の
き人なし。たとひあるとも。血脈ね絶せさ

られハ人をうるをもとのまざれども。
術を志しなしてこれらは其ほうく人を
教をうるあるを。東坡が云は。志ある
のハ紙を費し。醫を学ぶものハ人を費す
といひしハ。誠なるかな。人をいたすと業
とすものの人をうるをもと引るものと。
おのく天の貴を影るるハ。むげに浅
きうなるなるべし。色を術は精うして
を技は力を用ゆ。倫は利欲はなしこ。

いまだ習学いまだ成ざるに薬を
ひさぐ。こゝろに病人を薬式ちがへて。嘗
まられをもて病をもてあつかふ。学ばずして醫となれる
ものこれ多し。ことに婦人小児をこゝろとせるよりも
況て婦人をこゝろとせるよりも。況て唐の
許嗣宗の同醫は特に男子の婦人を診ずる
をいとひしゆゑに。婦人ばかりの醫は
他業よりも大なりされば世ゝ
かりてひろく学のひまなとり。男女を結
しく用ひんがためにはしるべきけ
きをもとをもとりをもとめんとする
ものこゝろをもとめくる。古人は醫は八事あり
といへり。八事とは。

志欲大

ひろく学をして。
天地の道をきわめ。人
命をわきまへて。物
をなく人を救はんとかんがへ
て。家をして。家をようく

心欲小

人の命をたて
一剤をもて投ぜば。ひろく古人の方を考ひ
病勢を察して。くすりをもつひに得に
ひろく。薬にたがはざる也

學欲博

とは

国立公文書館
National Archives of Japan

を氣運を天よ赤し。下みしてい草木を地
よ赤し。中うしてい性情を人よ素す。而
にを学ひいろうしてをとくせんや。
業欲専そ術業成者一よ勤てあるを好
ざるを。を業を紀ものよ勤てざるも。
れくしをあるを。又初めるにん
とうさを。を術なんぞむんや。而よ醫ハ
一術よ志にして他藝を好むへうん
欲高爽成窮めくを正し。微なるを是芸
を為るを志り。己ぬの迹を赤し。素れ用
をさとる事也。氣欲下そを紙屋ふし。氣
を下し。貧賤の人をすてに奥様の病を
きしハざるもぬ。げうやを職よ居てを業
をわとれ。貧賤なりとてこれをすて。
奥様なりとてこれをきしへれハ。
なを紀事也。ぬるばなりとハ。
志遂るもなれハ。をたとめなりと
しとおとつ。よくを業を易べさるか

自讃

教を。さいなくて学験を倫。難易をも倫
る。甚だ省けると

量欲宏

我よりさき
あるべき人あり。若しせ。人の善あるべきハ多
られを学びて。人我れ倫なく。そこ病を
癒すをもくを勤とをんしけるを
人我れ倫あるをハ。醫術も浪もるをまハ
なのれを。さて醫術を学ぶべきの例
あし。くしくしむべきをも也。

守欲潔

人の和睦の薬料も。富るものをれる
きこれを交て薬資とし。貴きのれれ
ばハ。断て交べうんば八事をとく移ん人
を。お造化の力助ハ良醫と云べし
又智識とれくをもなく。事ようと
く。同学ばさなく。世俗のうばさんるハて。
世をうりるをしるく人。命のせきくく人
をわさもさて醫とをんとするハ。あるぬ
人のちをせんをを求る教なりんを。を
根試ハ。しをるべ。ハけるくハしくなのるは

しぐもをして死なんことをまつのみ。巫覡の
ゐ人を欺て。財をむさぼり。偽ゐ伏の人を
めに福をいのりて。そを駅とわさはいを。そ
人をたぶらかすまて。を美かくう道に
欺をする人も。そぐ財を費しふらをよ
くをかの害となりもものし。学ぶ
き人は醫となりて。世に害あをれいを人を
ふらしてかは身に法けしるものをを
和望人はかをねるをめり　或人の云。今世良醫
はかるこの醫をしるより。ロ伝をるる。脳のわしといい
ゐをは。ゆ。尚教云せんをびかくめて人もかは
めをと。世に醫術はふ法くををかく司命
の職として却て人をこふをとる多く聖
人は始をなしをひしはのみ基ちひはるゐ
わをまして。ををすを贅しはりををれ
ををくをかくしと皆りの人はくを学ぶり
の伝をして。良醫の分をまをるをべし。

醫書　五十六

帝王世紀に云。黄帝、雷公波公を命じて。九鍼を制せしめ。内外經式を著はさしむ。素問の玄感くを。黄帝内傳に云。帝昇てをるとき鍼經脈決傳くを。帝の。扁鵲に授くを。皆黄帝を祖とす。

業方　又十七

扁氏小史に云。黄帝業方を作る。時疾を救ふ。

小方　小児の業　又十八

孫思邈が千金方にいはく。小児六業より以下に。黄帝の作る。中古の巫妨といふものあり。始て顱顖經を撰て。以て天を法れよ。是始て小児の方あり。多小児の業方は巫妨より始れり。

本草　又十九

帝王世紀に云。炎帝草木の味を嘗て。百草を味ひ。業を知りて疾を療す。本草四巻をあらはす。唐書に志寧傳に云。世に謂傳く。神農業

をかむ。黄帝よりはじめて文字傳つたはる
よし云傳へ記のこす。相雷と相宏と。雷公とは黄帝の臣下なり
てお箱冊よのせつ記。相宏は黄帝の臣下なり
郡縣あくハ漢の時に名なれハ。新しくハ張
仲景華陀ゟ出。を借をもらんかゝん

鍼灸　六十

帝王世紀ゟ云。太昊八卦を畫して。ゟ始
ゟ借を類を。六氣。六腑。又脉。又絡。陰陽。四時。
ゟ出に斜澤ゟ。象あるゟ。百病乃起
ゟ類をゟ。ゟ。ゟ。

史記日者傳の注なり。古人ト筮を通ずる時ハ。
これを日者と云。そもそもハ。多周の大卜氏職也

卜　六十三

ト氏らしるひをトと云。事始なり。庖犧氏の
時始てトあり。玄狀元命包なり。古ハ司徒ト
を主る。

筮　六十四

蓍のうらなひを筮と云也なり。巫咸筮と
ハ。古史考なり云。商の時。巫咸筮とハ。呂
氏春秋なりとみえたり。されハ巫の
字筮筮とかなして筮咸とあり。帝嚳の
いくさ。女媧筮を作る時。雲幕を結く枚占
と。書紀なり。黿冐。黿筮協從。もし筮ハ巫咸
始て作るなりと。そ前のよりを記せる歟
前書紀なり。かんそ筮をいうん。古史考よりと
く。庖犧氏卦を作る。始く筮あり。もこ始也

算數　六十五

後漢書律歷志なり。隸首數を作る。晉律歷

志よ云。黄帝隷首をして。筭数を作しむ。偽
初紀よ云。隷首ハ黄帝の臣也。

畫　六十六

易通卦験よ云。宓犧方牙倉精易を作る。注よ
云。易を作る。法象を以て。之を畫す。但
ソノ形を畫く。色彩の起也。世本よ云。史皇圖を作る
云。宋衷云。黄帝の臣。或云史官。倉頡也。
呂氏春秋よ云。史皇倉頡畫を作る

と云。

六十七　射御　駕

射御ハ六藝也。車よ

易繫辞よ云。黄帝弧矢を作て。天下を威す
又いはく。牛よ服しつる。馬よ乗り。重を引て遠
よ致す。これを以て万国を治む。蓋し射御ハ皆黄帝よ
始る。世本よ云。臣服半を服するなり。
桐土るよ乗る。駕。駕をなす。宋衷云。
皆黄帝の臣。呂氏春秋よ云。乘時るを駕するを
云。乘時を永半よ服する。注云。氏小史
よ云。夫半を服し。馬を乗世本よ云。
韓哀御をなす。造ハ精巧を加ふるを云。造

蒙射をかんに。色を割ものをいふ。

騎馬　六十八

暇日記に。竇子明が云。古は半に服したるに素といひ。色は紫なり。車に駕するものをいふ。

單騎　單騎とは。六朋の時より色あり。單騎とは。今のこゝにいふ。あるは徒歩

騎の字は　騎字序

馬端の字は

同巧　六十九

山海經に云。帝俊は。身。とうこう。身は。義均とう

む。義均は始て巧をなす。事物紀原下曰。

規矩　七十

尸子に云。古は倕規矩準繩をもちて。ものを

てをなしむ。

術　七十一

倕は漢時の巧人

前漢書張騫が傳に。梨軒�におくり

放る。新序に。魯の班に云。昭は幻と同し。昔今

力をのべ。央をふく。凡をとゝ。樹をうへ。人を屠

弓戎戮之乃御苑より西域より來る。
漢武帝の時。大宛より獅子犬くらはせ
ぐ始まり。

中華事始卷之五 終

多源

中華事始卷之六目録

動植門 第十六

鳥獸 一　亀魚 二　草木 三　五穀 四
白稲 五　胡麻 六　波稜菜 七　胡荽 八
大蒜 九　牡丹 十　安石榴 十一　葡萄 十二
橘 十三　胡桃 十四　木綿 十五

佛家門 第十七

佛入中國 十六　僧 十七　尼 十八　僧寺 十九
尼寺 二十　佛像 二十一　佛塔 二十二　佛經 二十三

譯經 二十四　戒律 二十八　戒壇 二十六　受戒 二十七
尼壇 二十八　尼受戒 二十九　禪法 三十　称釈 卅一
僧講 卅二　尼講 卅三　僧諡 卅四　僧官 卅五
僧錄 卅六　僧号 卅七　僧紫 卅八

中華事始卷之六目録 終

中華事始卷之六

動植門 第十六

鳥獸一

酉陽雜俎ニ云。羽嘉ニ云ふ。龍ハ鳳凰ハ鸞ヲ生シ。鸞ハ風凰ヲ生シ。風凰ハ鸞ヲ生シ。鸞ハ庶鳥ヲ生ス。庶鳥ハ建木ヲ生ス。建木ハ麒麟ヲ生ス。麒麟ハ庶獸ヲ生ス。獸ハ白鳥ヲ生ス。白鳥ハ乙池ヲ生ス。乙池ハ白鳥ヲ生ス。白鳥ハ庶鳥ヲ生ス。庶鳥ハ建木ヲ生ス。建木ハ麒麟ヲ生ス。麒麟ハ庶獸ヲ生ス。獸ハ白鳥ヲ生ス。白鳥ハ乙池ヲ生ス。乙池ハ白鳥ヲ生ス。

淮南子の説ニ云ふ同し

龜魚 二

淮南子にいはく。介鱗。蛟龍は生じ。蛟龍は。鯉をうむ。鯉は。龜をうむ。建邪とうむ。建邪とうむ。庶魚をうむ。凡鱗ある類は。庶魚より生ず。元魚の始。介潭。先蛟。玄龜をうむ。玄龜。靈龜。弦龜をうむ。靈龜。弦龜をうむ。凡介ある類は。庶龜より生ず。介潭は。龜の先也。

周陽雜俎。淮南子をみるに。記せる所。多蟲獸魚の始。体より殺べし。其妖異多しと。多て物を化する氣化也。一たび氣化して。形を変じて。氣化の人倫つよくして。形化空しして。氣化なる。多獸も皆氣化し。そなはらず形式なくして。化なる。鱉猶せり。きとくへば今平地より大なる池成りて。中より魚出る。乃龍を入るをゆるす。禁せんに

又ゑ[illegible]どして[illegible]ゐ[illegible]のつゝ魚類生ずと
雖し。色ゑ出の氣あつまりて生ずる氣
化也。今ハ乙地の氣運にて物へ人倫及ひ獸
ハ[illegible]ひすゑ。氣化ハ[illegible]。魚蟲ハ
[illegible]ハ化氣化ゑ[illegible]。とゝ[illegible]。天地の氣運
[illegible]ゝ。[illegible]物おのゝ氣化ゑ[illegible]
氣化して物生ずれ[illegible]ゝ形化おつ
ゝ。せゝ[illegible]ゝ[illegible]。今よりゝ[illegible]
のつゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

草木　三

歴年紀よゝ。盤古ハ死して後。毛髮ハ
木ゝ[illegible]
盤古ハ[illegible]ハ。[illegible]
ゝよゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ハ兒[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]天地[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]。おのゝ毛髮[illegible]

色ハ。今洲中ハ一代潤出せんよ。年を経へ
ちくかのつゝを蛹より孵末せべ。これを
を盤古王の毛髪なりといふや。元天地なる
ものゝ。始成なるものゝ。ちりうれい高延ハ迷へ
るなり。よく四方見てをとゝるをとゝ知へし。

五穀　四

周書ハ曰。神農の時。天より粟を降し。多
く穀ある乃始也。高氏が小史ハ云。炎帝ハ穀
をらゆ。故り神農と云。

白稲　五

江淮の間ハ稲あり。粳や綱みして。粥
あるいはまた。実をなしたりて早し。後とれ
して中熟し。去人これを占城米と云。宋史
宗嘗て苑中ハ植しむ。始て占城より
を植て伝て南方ハうゆ。故ハ占稲と云

胡麻　六

漢張騫始て大宛國よりこれを伝る。故
ハ胡麻と云。

波稜菜　七

唐會要ニ云尼婆羅ヨリ波稜ヲ献ル

胡荽　八

博物志ニ。張騫。大夏ヨリ使シテ胡荽ヲ得タリ

大蒜　九

切韻ニ云。張騫西域ヨリ使シテ。大蒜ヲ得テ

帰ル。北人漢ノ時ヨリ始クコレアリ。

牡丹　十

隋煬帝ノ世ニ。始テ牡丹ヲ作ル。唐ノ代ニ

本草綱目ニ云。開元ノ時唐玄宗ノ宮中及民ニ

競テコレヲ尚ム。今ノ系亀裂ヲ為ス

安石榴　十一

博物志ニ云。張騫。西域ニ使シテ。回ル時ハ

ヲ得タリ

葡萄　十二

已ニ大夏ヨリ出。石榴トヲナジクヤ来ル

漢ノ西域傳ニ漢使ノ時。葡萄苜蓿

ノ種来ルトアリ已也。酉陽雜俎ニ。已ニ又

張騫が殺したるといへり。

楂　十二

後漢書に衡。耳楂子樹とうたしるしあり。そは久しきものかんん

胡桃　十四

博物志にいへり。張騫西域より使して。海の時胡桃を得たり。

木綿　十五

通鑑に梁武帝木綿皂帳の下に史炤が釈文にいへり。木綿は南方にあり。高二三尺にして枝葉下垂す。すべて一斤にして蕚花を生じ。実を結ぶ。熟すれば裂。その中綿出でて綿のごとし。これをもつて木綿織り。丘文荘が説に。綿花。元の時中州人ハジメテ織ルと考えたり。史炤は楊升庵文集

佛家門　第十七

佛入中國　十六

傳奕。韓愈ホ。皆佛ハ後漢明帝ノ時。始テ中國ニ入ルトイヘリ。此ハ僅ニ百年ノ程ニ過ギザルモノヲ。佛法ノ中ニ入ルヲ。中興ノ魏略西戎傳ヲ見ルニ。漢哀帝元壽元年。博士景憲受大月氏王使伊存口傳浮屠經。又劉向列仙傳序ヲ見ルニ。仙ヲ好ミ欲ルモノ百四十六人トイヘリ。其内七十四人。既ニ佛法ニ入ル。此時ハ。則漢成帝。哀帝ノ時ニテ。既ニ佛法アリ。其後ハ。武帝ノ時ニ。昆邪王。休屠王ヲ降ス。漢武帝ノ事ヲ見ルニ。昆邪王。休屠王。多ク殺シテ。其ノ衆ヲ降ス。金人ノ神ヲ祭ル。武帝ノ時ニ。是ヲ甘泉宮ニ置ク。金人皆丈餘。其ノ祭ヲ用ヒテ。其ノ俗ヲ以テ。昆明池ヲ穿ツ。時。底ヨリ黑灰出ル。帝。是ヲ東方朔ニ問フ。朔ガ云。西域ノ人ニ問ヘ。是ハ劫灰ナリトイ

あり。これよりて武帝ハ。又武帝ハ時より
をてに佛法ゆゑ。ものを志ス。今ハ人ぐ
佛法の中ゆゑ。明帝より始るものを志
をて。武帝ハ。ものを始ス人。野客叢書
聽雨記淺よ云。ゆゑ偽漢明帝ハ時。佛法始て
中ゆゑ入と云。化なり。列子よ。西極の国。化人あ
りて来て。穆王ハ。ものを入て。中天の臺を
作る。ものを千仞と云。秦の時ハ及て。門
宮利房ハ玄。佛宮ハ。吳なりとして。てこれを
国。西金人ものを破て出。又霍去病。焉者
山ものを。休屠王の天ものの金人をもつて。こ
ものを祭ハ。ものを考ハ。周。秦。西漢佛ものを
志ものを久し

二書の説よりハ。中ゆゑ佛ハ来ものを
始久し。ものを志。ものを始ス中ゆゑ
ものを。後漢明帝をもつて始ス人。楽ものを
よ。通鑑後漢明帝紀ハ。初帝西域ハ弥あり
そなを佛と云ス中ゆゑ天竺ハ

道(ミチ)を求め。そもそも沙門(シャモン)をなしていく来法(キタ)。そも大抵虚空(タイテイキョフ)をもって宗(ハフ)とし。意想(イソウ)不数(フサツ)をもって。以為(シモヘラク)人死(シ)して精神(セイシン)滅(メツ)せず。流転(ルテン)くり返(カヘ)して受(ウク)生(イキル)すれば善悪(ゼンアクカナラズホウショウ)必ず報(ホウ)ずるあり。而して精神(セイシン)を修煉(シュレン)してついに仏(ホトケ)となる。もしもこれを試(ケ)みるに。この人(ヒト)宏闊(クハツ)勝大(ケイタイ)の言(コト)をなして。恩恵(ジンケイ)を勧(スヽメ)誘(ミチビ)く。そもそも精(シ)きものを名(ナ)づけて沙門(シャモン)とし。ことにおのおの中国(チウゴク)を偏(ヒヽ)とし。ことに像(ケイ)を敬(ツヽ)を図(ヒ)す。ことに漢人(キジン)の中。ひとり楚王英(ソウヲウエイ)ともっとも先(ヒ)これを好(ヨ)めるとあり。楚王英ハ明帝(ホトケヲヒロメモロコシ)の弟也。丘穆山(キウボクサン)の浮屠(ヒヤウ)を好(ヨ)みしかば。仏教(ホトケヲヒロメモロコシ)中国(ヒヤウ)に入(イル)の始(ハジメ)也。史浮屠氏(フトロイフトコロ)の所云(ヒヤウ)為(スル)ところ。ことに(コト)ハ(イハ)猶(ユル)大乱(タイラン)となり。三代(サイヨ)の世(ヨ)にあり。必(チカ)ず滅(ホロ)びて報(ムクヒ)なきものなり。明帝(メイテイ)人(コ)の子(ヒト)として父(チヽ)を無(ナミ)し。仏教(ホトケヲヒロメモロコシ)を崇(アガ)め。君(キミ)の位(イ)を居(イ)て不(ハイセ)善(ヨ)の長(レン)を容(イル)。中国(チウゴク)の王(ワウ)として。おのおの夷(イ)の人(ヒト)を憂(タウ)し。この大釁(タイキン)を開(ヒライ)てついに中国(チウゴク)の子弟(ヒト)年(フキウ)窮(キハヘリナキ)害(クハイ)を猶(ユヽ)

を。嗚呼明帝は始めて佛教の中に第世乃花
人なしずやとのたり。確論とこつ角して。そ
き佛法乃世界よ蒙れく。人倫を害する
ハ世傷の海坑なくして。ちめくの白き
で。今文吾輩は喝を容るよ又人。今志づ
く人はもとくもて志佛法紙作せ害。却
てを猶なりしまたのあまりとこく
よ志して後車は戒とあ人角し。世乃
浮屠氏と爭ひて。ふらりに弁論を志に
あしたるもて見ぬひ学ぶ法ふるをいし
でのまくなんハ。忠告乃をすをそむき
ちまくのうまばをまばをまくして
かくなんまるせり。ふをしく始く佛法を
ふくく作作し。ふれを世よ志ろめ。楚王
英。利生利益ハなくして。十年なぬう
ちに。選ふをおこし。紙三。仏教乃統
ふ系あくく設立ふり。楚王英よ連坐せられて。死し
ふものの数人ありしとや。浮屠乃をを事をするもの。楚

王莫より先なる法ハなくして禍よりあひしるものなり。晉孝武帝。佛法を崇ぶ。晉大元六年よ。禁中に精舎を立て。仏をあがめ。あくまで供養を尽。深く崇敬。像せしめ給ひけれども。王室ハ弱く。法令ゆるくして。天下に乱逆あるくいよ〳〵増り。人民ものくるあに。清黒殿して戦さ止けれ。さて王室あ帝位ハ代〳〵に下れる

ゆるしなり。王室ハ劉裕より謚を戦されそなり。又王室恭帝安徳天位より即位しうた。極るくも墨裕より戦されぬ。父子三代ハ乱婦逆臣ハ戦されて。世より晉乃世滅そう。梁武帝ハ天竺の達磨と云ハ僧。中国より来て禅法紙を授ける。時。梁武帝ハ法ふ。ふくそ法を学ぶ。僧ハ。三ひ寺ハ奴とかも。難行苦行をして。且大小乃寺を立るゆ。凡子餓ナ寺ハ乃ものしとや。ゆ

びゝゝく金銀を抛ち。身を苦しめ。又ふゝく佛法を敬し。梵書を広く弘し。儒法紙学ぶを廃しの故。何ぞ利益もなく。却て逆臣逆子出るなり。是下を頑らを。終に太平を妨しこめゝを。仇て死ぬ。此時武帝のみ大に。大功を立るを。無しゝゝも。親ぞ雅を助ぶるのみ。臣子孫共微なく。数を為て。悪く政果ぬ。南朝の魏宣武帝。ふゝゝ仏氏を敬し。永平二年に莫大の金銀を費

し。天下の民力を尽し。永の冥福を祈るといひ。大寺院はかり。帝こゝゝ。帝王乃仏を崇せゝゝ。仏法を海汰せゝゝ。此時の賢臣裴延儁といひし人。弥を諫ハ。聖賢ぞ。ハ云に及ハ。漢光武帝。魏武帝などゝ。皆軍中にして。文学をすてらを。徒る有り。故に。ゝゝ。人公服しを。おを身脱て己下を好ひ。子孫もく天下の君をゝり。されバ今ゝゝ仏法を崇せゝゝ

ととのゝへ聖法乃力をもてえまへ
うしと。国をやゝけさ面くゝ弥けき
ゝと。為て用ゐ給ひ。帝王くゝ此わくゝ
とい。こは大后をとじめ。農人商人よりま
て。佛に仕へ人偽ゝ敬ひ奉ること
きはまりてを対こ下ゝ此ゝ敬ゝ。佛ち此敬
大小一男三女ありけれとも仕へ
云ふ程どもく。宣武帝死去せゝ後。又此
時瑞光ちと云大ち氏ゝ宣武帝此

后胡大后。魏の君宣武帝の世をたゞ君也 いまゝ幼ゝ
なれどもく。おハ政ゝをとゝのへけるゝ。
宣武帝乃死ぬ。二ゝとせゝ年ゝ。ち
むのゝ。金銀を抛ち数ゝ万乃人夫
を費し。永寧ちといゝ大寺をたゝ数ゝ
材木ち石ち乃美をつくせり。面九重此
大塔をたゝ。そこ下地をふゝち
数十丈ゝ。土石を入地築ち。地形を
仕立。そこ九重乃大塔を作ゝ。

又傍房ハ廣さ五尺なり。塔たること。尤く金銀珠玉を以ちりばめ。錦繡をうばまりぶこと美麗なること。比類なし。こゝに壯觀をきはめ。見る人心目を驚るせり。すべて佛法の中ゝ最も優れたりこゝろ。傍徒あく。佛法の盛なるハなしとやいふべきなるハ。此時なるべし。

大宣武帝の永明年を造り。強光寺を立。佛法を崇せしも。胡大后の永寧寺を作り。造福報ハなしとして十八九年なるよ。

魏帝肅宗ハ。胡大后の母あよ毒害せしも。遂に毒害せしも。大后の妹栄が母のために河の流れ。かの古今無双の大塔を流くしも。胡大后も。その妹栄が母ハ河の流に沈めしもの。佛を害せしもの。又其沢の幼主ハ。元彦爾朱栄が母ハ。類なき大塔を作り。こゝに仏教紙ともいつめ。数千万の傍紙を貼つ飛しの大色。活人倫のこゝろ。たこられて。たゞ此のく

世年のるめ。て。そ君四人いつまも殺害
よあひて亡ら。天下も乱るる人かくれ
くなりぬるひい年めしかしもみ。
や。文唐の代よりり。憲宗の時。元和十二
年よ。法師ひいけりハ。風翔と云所の
法門の塔よ佛骨あり。三十年よ一度
を開けり。国家豊人民お楽なり。お
ほくの年よ。あまりとぞ。ものを
祈りにより。おやうて彼

法師を使をやし。殺ねぬ法師を清し。内
十四年の正月よ。佛骨を禁中に迎入る。
そ後を。ものくるよ。帝を始なるとハ。
公卿大夫より下土民よ。あるまて合沢
陳宗を投ら。濁法師ハ。
初よ韓退之ハ。佛骨表と云文を出
て。君を清くし。徐ける。そ。
ハ。古代聖賢伏羲。神農。黄帝。堯。舜。禹。湯
文武。君を始め。法仁義文倫の道を

て天下拡治めまゝよ。そ者いつまも命
なゝく。天下おゞやうに。蜀民蜀ゆゝふ。
子孫もく業へて。天下よ者ゝり。扨かの
佛法中ふ入ゝり。仙術帝のゝち。反
くハ出命ゝゝう。或者民のゝめり
逆死せゝまゝゝる。ふく。むゝ孫とゝを
て所ゝもゝゝ。世乃ゝゞまもゝけ
りけゝ。佛ハお吳狄乃人ゝて。者民文
子夫婦親戚ハ乃ゝゝれ。のゝゝいせ

世所ハ来ゝり代あれの一ゝも賜ゝり
民乃感をおさゝ所やうに。人と添て早く
國の治へ送ゝゝさゝ入し。彼ゝにいゝんや彼
が死骨をいまて。禁中を活ゝゝ現あゝん
や。ゝ佛ハ靈ハ。福ゝ者ゝに映。殃
ハ韓氏ゝ身ハ止ゝんと。詞をゝゝてい
さめけまハ。帝却て大ハ逆鱗ゝて。ゝて
ハ韓文云を死者ハ引ゝんとせゝまけり
と。裴度。崔群ゝいゝる人の所。ゝ面く涙

中よりも祀をあがめらるゝ。韓氏をも。淵州と云國の刺史と云人刺史は大きなるものなるようにされて。壹岐守にうけさせられ。かくて憲宗皇帝は。古代如くに佛を尊敬し信心淺からず。さるしるし。貞元年代正月よりを。高僧弘志と云ものを紫衣されて崩まひぬ。又其より皇女代すきて。唐韓愈宗乃減通十四年の表。勅使を差しつかはの佛骨を禁中に迎へんとせしをけれども憲宗乃ちを

いなび辭退遊ばしたる。帝佛法の信仰深くうしなはれ。中くに用ひられしが。それより五年の後乃信仰深き故。同じく四年正月に色衣を。拾て尊敬せしが。佛骨を禁祀より迎二ケ月ありて。同年七月より韓愈宗帝うきものひ。法ぐめくこうを。まして。憲せしが。佛宗伝の法をのひて。弘しきて。彼仏骨をいとせとの乃ちゐ。ゐ色されけり。又元美宗。基佛法を信せしを。伝より即まひしを

治元年代玄。初めて西山の佛寺を建つ。
御堂甚だ多し也。監察御使観音保
ホ。こゝに累銭し。国耕作の時よりひ。
益々賞賜なりて。民力を費しそよ
り。はじめ改めよりて。寺院とて崇げ。
英宗甚怒て。監察御使観音保ホを殺さ
れ。治元年初めて。金を以義塔を写
しひ。皆悉く佛法を崇げ。
為地。此るより国人代代八月。御史大夫藏
失ホ。亦お為に殺し。遂に英宗を殺
しけり。皇叔嗣番を紙立て天子とし。泰
定帝と号す。此帝もお帝の為めに
よ殺く。ひろく佛法を紙頼けられ。波
和元年三月。真聖殿を飾りて。毎月歩佛の
戒を受しむ。七月より始めて紙よりひ
れ。太子まるに成れり。皆ひろく佛法を始め。極
て敬礼せしむ。人民ひ。おのくそ
法をひろくせしむ。元佛をひろく敬信

ちく身よりちわひ出来。已下にもちわひせしゆゑなく仏道と。今うゝたてぐも二二をわくれをのなり。中華のもろこしわくなるよりしたに。日のかゝるもふうく仏法より隔道の人人をうられ禍災をうりをそもふ日本事始よりこれ又朝鮮国より。歴代の王わり。ふく仏法よりまゝ人。必災難起しりしゆゑ。未曾有仏道と。ゆゑ色けしたいにはのせいをもより仏法をも。虚無を宗とし。寂滅とゐ業乃教をれハそゆゑ未代よりぬハ。ねゝよ不のあるなる色しとゐくも。人倫代をよおゆくられを猫せハどれよるる災禍ハるうへし。然るハ人としてくゆとゝを捨ら乃衆傾てゐゝゝ災禍を術よ。財宝とせんやれとせんや。智ある人とれをうれまゝ色しゐ

後漢の明帝。蔡情あり。天竺より来て佛法を
興しむ。蔡情が天竺よりいらり。摩騰よ多人分
来りてとなひ漢の世の世。此中なり
佛法のらしめ也。佛史略よりに。漢明帝。漢
侯劉俊ホをゆるして出家せしむ。元中出ん
人佛法ならの始也。新唐書よ。傳奕と疏
して曰。浮圖氏は。漢明帝の時。胡人を立る
強色大きく西域の業門をうつしまを
ゆるしの。西番よりの人。駿氏
かりて。胡人事ならば。不待中華を
乱して。を禁を弛。これをうくハ。中国の
人佛法ならの始なんり。事物紀原下
尼　十八
佛史略よいく。漢明帝ととふ劉俊ホり
ゆるしてお家せしむ。洛陽の婦女阿潘
ホよゆるして出家せしむ。此中玉北女の尼
ならの始也。
佛寺　十九

漢明帝。京都の城門のかよりのぼりて精舎を
立て。摩騰法蘭を請ぜしかば。分身の
ちの地。摩騰始西域より来る時。白馬に経を
載せて来り。鴻臚寺に止る。鴻臚寺とは。外国
より来る人を客
館。今此名地。ちとゆるハ。波斯
隋唐の時。ハわしにこの河摩騰ホ来りしかば
のなる所。鴻臚寺とおなじ。この寺より道よりの名所改
より。後ハ仏氏のおもかとちと云。
て白馬寺と云。お伝ちるの名地。隋煬帝改
く道場と云。後ハ又ちと云。

伝史畧ハ云。東晋の何充始て宅を捨てて尼を
置。此尼寺の始也。

仏像

後漢の明帝。夢に金人の身大かして。頂に日
光あるを見る。傅毅が云。天竺ハ身長丈八尺
して仏と云。こゝに於て天竺国に
使を遣せむ。是仏像を図せむ。是仏像
あるの始也。宋之云。漢世に始て仏像あり。
今梅檀にて。摩騰ハ胡
像ハ。仏像ハ。

漢乃ち使を遣して朴陋なり。のくてハ中
ゆ人数ハ、ぞ仏有。蘭絵彫刻せり。已戴
顒よりもまれなりとて　戴顒ハ晋の末れ人

佛塔　九二

高僧傳に云。康僧会、呉に来り十年に建業
にあり。孫権舎利を求しむ。ときに
これを得たり。孫権塔をたてこれを安る
已中ゆ塔を作る乃始也。

佛經　九三

漢の明帝永平年中ゆ。摩騰竺法蘭、白
馬に経、法て来都ゆ。則四十二章
経也。中ゆ仏経有りこれを始とす。鄴
城舊に云。永平十年ゆ。経像始て来る。
古今原始に云。漢哀帝乃時。博士秦景。西ゆ
浮屠経を来授に。仏教中ゆ入
乃始也。

九四　譯經　天竺の文字と。中ゆの文字と
くへて。そ経を飜訳せり也

漢の永平より。摩騰前に四十二章経

を僧を。已後佛法の始也。事物紀原僧史略よ
云。蜀僧舎吳赤烏年中に法蘭始て法を演す始也。

戒律　九五

僧史略よ云。漢靈帝建寧三年丁。都世子
めよ義決律二巻を出し。次に法師
禁律あり。魏の世よ。天竺の三藏曇摩加羅
とゝもの許洛よ到る。魏の僧に律範をき
ゝをなげき。遂に嘉平年中に。魏の安西曇
摩羅に請ず

諦と訳れ〳〵。四分羯磨。及僧祇戒心圖を
訳す。此中國戒律の始也事物紀原
下日

戒壇

僧史略よ云。漢魏の時代僧。制髮深衣すゝい
屈とも。戒法ゝ。僧〳〵。そゝ三祇をう
く。嘉平四元年中よ。九ゝ魏の安西をゝて戒律
を伝へ。大僧羯磨の法式を。已後五戒壇を立
れ始也

受戒　九七

僞史略に云、中國の戒を受る。魏の
朱士行はじめて出家。

尼壇　九八

僞史略に云、戒を受る。僞て尼壇を同し
くせり。宋の大祖、尼の僞中に住する所の
壇を仏の家舎に要す云。刑宝元年。宋大祖の年号二月に沿して今
より尼の度を合ふ。あしで。さて出る所
して。壇を設て戒を受けしめよと命ぜり

これより別に尼の受戒壇を云

尼受戒　九九

薩婆多が師資僞に云。宋の元嘉十一年より。
劉宋の文帝の年号師子國に尼法索を求む。建康に南
林寺の壇とよおめり。景福寺を作られ。
尼を果浄寺に戒法の中に
の尼戒を受る。尼を果浄寺にはじめ。

禪法　三十

宝林に云。佛涅槃の時。迦葉に告て曰。者

清澤氏法服を以て海より伝へ。迦葉摩騰より始て達磨に至る。梁の武帝南天竺より海路を渡て廣州に来る。後に嵩山に止て壁に向て坐す。是禪宗の祖師也。

称釈　第一

高僧伝に曰。出家して沙門となり命を。晋の道安。業に仏圖澄に師事す。此人姓は帛氏也。龜茲国より来る。沙門は佛に帰する人なり。道安釈と云ふ。姓也。僧は釈氏と称ずる也。

僧傳　第二

僧史略に曰。僧の傳は。魏の代に第七祖の名僧を傳せしより起る。

尼傳　第三

僧史略に云。東晋廢帝大和三年に始る。潯陽東寺の尼慧璡といひしもの。法華維摩

よ通して。玩係を研窮せ。一方の宗師ぞ
と。ゝし則尼僧院の始也。

僧猛　此四

洪明集よ云。後魏の大祖の時。法果率て。類
胡靈云と猛と。ゝし僧猛と號よの始也。

僧寶　此五

隋文帝。明門義孫と云ふ。翻經館に学士
とし。是時て僧よ命じ云を云ふと

僧隆　此六

廣洪明集よ云。後魏の大祖皇始年中よ。
沙門法果を以て統として。僧徒を管攝
せしむ。文帝。昭顯と云ふ僧統とし。參言
僧隆よ云。後秦の姚興。道超を立て僧正と
と。秩は僧命法欽慧斌僧隆を賞る。給る。史
也僧正僧隆を立る始也。
物する。僧史略よ云。僧正とは。正改也。自
正しく人を正して。改令を云ふ。故よ
僧正と云。蓋法位の法のさは。ゝれ興勒

かゝく。半ば貫縄をもがくみて。渝くゝ
俗風よ深く。弥則よ来んとす。ゆえ法を
あるものを設て。法をみくこれを繩
て正よ呼ゝむ。ゆえよ偽正と云。此偽秦の
偽智を始しを。

偽号　卅七

度秦此始摩羅什。始て法師と号す。そなた
中国乃名偽。法師と称す。晋の代よ法を
学堂ちよ傳て。廣陵乃ものの人
あり。ひ始く大流乃称あり。後趙乃石虎。佛
圖澄を号して大和尚と云。澄和尚と称す。
乃始也。晉此始。始摩羅耆。東の方亀茲よ
渡て。是傳て来師と云。是師と称す
此始也。梁慧約よ初して云。兄廣陵梨之そ属
南智者し号て法師号此始也。唐中宗神秀
三年よ。萬廻を号して法靈と云。姚秦。又羅
什と号して大師と云。大師乃名こゝにおこる。

偽秦　卅八

傍中に入りて。居の則天皇后乃ち時に。傍に
謂て大雲経と曰へり。符命に云ふ。法朗未
皆黒袈裟を賜へり。傍に黒衣を賜へり則天
皇后より出でたる。

中華事始巻之六 大尾

宮内庁書陵部

予嘗輯録於和漢事始然而恐考
索之疎漏韞匱而藏諸会應童蒙
之求略加校正以授之尚刪其誤
補其闕俟他後之閑日云尓

元禄丙子之歳晩秋日貝原好古書

元禄十年夏五月

長尾平兵衛
水谷小兵衛
上島瀬平
大井七郎兵衛

全焼

平安城書林

国立公文書館
National Archives of Japan